

### 第3号議案

#### 博物館登録の取消について

博物館法（昭和26年法律第285号）第14条第1項の規定により、たけはら美術館の博物館登録を取り消すことについて、別紙のとおり提案します。

令和4年5月11日

広島県教育委員会教育長 平川理恵

たけはら美術館の博物館登録を取り消す。

## 1 博物館登録の取消について

- ( 名 称 ) たけはら美術館  
( 所 在 地 ) 竹原市中央五丁目 6 番 28 号  
( 設 置 者 ) 竹原市  
( 登録年月日 ) 平成 7 年 8 月 11 日  
( 取消の理由 )

たけはら美術館は、博物館法（以下「法」という。）第 12 条第 4 号に規定する「一年を通じて 150 日以上開館すること」という登録博物館の要件を欠くことから、法第 14 条第 1 項の規定による博物館登録の取消を行う。

## 2 経緯

- 平成 7 月 8 月 11 日 博物館登録  
令和 2 年 4 月 1 日 空調設備の老朽化により休館  
令和 4 年 3 月 1 日 令和 4 年 4 月 1 日以降も引き続き休館（再開時期未定）の連絡  
※法第 14 条第 1 項但し書きに「博物館が天災その他やむを得ない事由により要件を欠くに至った場合においては、その要件を欠くに至った日から二年間はこの限りでない」とあり、令和 4 年 3 月 31 日をもって休館から二年間を経過するため、取消を行うこととする。  
令和 4 年 4 月 12 日 県から竹原市教育委員会に博物館登録取消に係る聴聞の実施について通知  
令和 4 年 4 月 13 日 竹原市教育委員会から聴聞の機会を放棄する旨の届出書が提出

## 3 根拠規定

- (1) 博物館登録の要件  
法第 12 条  
(2) 博物館登録の取消  
法第 14 条第 1 項  
博物館の登録に関する規則第 3 条第 1 項

## 博物館法

### (登録要件の審査)

**第十二条** 都道府県の教育委員会は、前条の規定による登録の申請があつた場合においては、当該申請に係る博物館が左に掲げる要件を備えているかどうかを審査し、備えていると認めたときは、同条第一項各号に掲げる事項及び登録の年月日を博物館登録原簿に登録するとともに登録した旨を当該登録申請者に通知し、備えていないと認めたときは、登録しない旨をその理由を附記した書面で当該登録申請者に通知しなければならない。

- 一 第二条第一項に規定する目的を達成するために必要な博物館資料があること。
- 二 第二条第一項に規定する目的を達成するために必要な学芸員その他の職員を有すること。
- 三 第二条第一項に規定する目的を達成するために必要な建物及び土地があること。
- 四 一年を通じて百五十日以上開館すること。

### (登録の取消)

**第十四条** 都道府県の教育委員会は、博物館が第十二条各号に掲げる要件を欠くに至つたものと認めたとき、又は虚偽の申請に基いて登録した事実を発見したときは、当該博物館に係る登録を取り消さなければならない。但し、博物館が天災その他やむを得ない事由により要件を欠くに至つた場合においては、その要件を欠くに至つた日から二年間はこの限りでない。

**2** 都道府県の教育委員会は、前項の規定により登録の取消しをしたときは、当該博物館の設置者に対し、速やかにその旨を通知しなければならない。

## 博物館の登録に関する規則

**第三条** 法第十四条第一項の規定による登録の取消をしようとする場合は、第二条の規定に準じ、審査の適正を期するとともに、あらかじめ、当該博物館の設置者に対し、教育委員会の指定する場所において、口頭及び書面による陳述の機会を与えなければならない。